



平成18年  
9月5日号

No.57

●毎月5・15・25日発行

# 広報 かもがわ

●編集発行・鴨川市総務部市長公室  
広報広聴係

●電話・04(7093)7827

●FAX・04(7093)7850

●住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450

●ホームページ  
http://www.city.kamogawa.lg.jp/

病気やけがをした場合に、わずかな負担で病院にかかることができる医療保険制度。10月1日からこの制度が改正され、医療費の自己負担額などが変わります。

70歳未満の人は、高額療養費の自己負担限度額が一部引き上げられます。

一方、70歳以上の人は、高額療養費の自己負担額が引き上げられます。

## -10月から- 自己負担額などが変更 国民健康保険と老人保健

き上げられるほか、現役並みの所得がある場合、医療機関に支払う自己負担割合が増えます。また、入院時の食費・居住費の負担も変わります。

具体的な変更点は下表のとおりです。詳しくは市役所1階市民生活課保険年金係(☎7093)7839)へお問い合わせください。

温かく  
迎えよう!

# 米国・マニトワック市から 訪問団<sup>37人</sup>が来鴨



山車の引き回しに挑戦  
(写真は平成15年)

9月7日  
~12日

## お祭り参加や誕生寺見学など

国際姉妹都市の米国・マニトワック市から、市民訪問団が鴨川を訪れます。3年ぶりとなる訪問団のメンバーは、ケビン・クロフォード市長をはじめ37人。9月7日(木)から12日(火)まで市内に滞在し、お祭りへの参加や稲刈り体験、清澄寺の見学などを通じて、鴨川の魅力や日本の伝統文化に触れます。期間中は、ホームステイの受け入れや通訳、日本文化の紹介などに、市民皆さんがボランティアとして参加します。皆さんも、この機会に、国際交流の輪に加わってはいかがでしょうか。

マニトワック市民訪問団は、9月7日(木)の夕方に鴨川入り。12日(火)まで市内に滞在し、鴨川の秋を満喫します。

9月8日(金)は、鴨川市議会への表敬訪問をはじめ、鴨川小学校児童との交流会

や鴨川シーワールドの見学を楽しみます。その後、市国際交流協会主催の歓迎会に出席します。

9日(土)は、ふれあいセンターでの組みひも・太巻き寿司づくりに挑戦。恒例の鴨川地区合同祭礼では、諏訪講の山車の引き回しに参加します。

10日(日)は、日本の棚田百選「大山千枚田」での稲刈り体験、鴨川消防署や亀田総合病院Kタワーの見学

など過ごします。鴨川滞在の最終日となる11日(月)は、日蓮聖人ゆかりの地をめぐります。

マニトワック市との姉妹都市提携は平成5年11月8日。以来、中・高校生や市民訪問団の相互交流などにより、13年間にわたって友情を育んできました。これには、多くの市民皆

## 姉妹都市提携から13年 広がる草の根交流

マニトワック市との姉妹都市提携は平成5年11月8日。以来、中・高校生や市民訪問団の相互交流などにより、13年間にわたって友情を育んできました。これには、多くの市民皆

### 70歳未満の人

#### ●高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

9月30日まで		10月1日から	
自己負担限度額(月額)		自己負担限度額(月額)	
上位所得者※1	139,800円+医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円	77,700円
一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円	40,200円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯  
※2 過去12か月間に、1世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

#### ●人工透析が必要な上位所得者の自己負担限度額が変わります

9月30日まで 10,000円/月 → 10月1日から 20,000円/月

### 70歳以上の人

#### ●現役並みの所得がある人の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。(現役並み所得者：住民税課税所得が145万円以上)

9月30日まで 2割 → 10月1日から 3割

#### ●高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(高額医療費)として支給されます。

9月30日まで		10月1日から	
自己負担限度額(月額)		自己負担限度額(月額)	
現役並み所得者	外来(個人単位) 40,200円 外来+入院(世帯単位) 72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円)	現役並み所得者	外来(個人単位) 44,400円 外来+入院(世帯単位) 80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円)
一般	12,000円	40,200円	44,400円
課税住民世帯	区分II 8,000円 区分I 15,000円	24,600円	24,600円
非課税住民世帯		15,000円	15,000円

#### ●療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

70歳以上の人は、これまで食料費相当のみの負担でしたが、今回の改正で食費と居住費が負担となります。(住民税非課税世帯の人は負担が軽減されます)

9月30日まで 食料費相当を負担 24,000円 → 10月1日から 食費 42,000円  
居住費 10,000円

※金額は、負担額の目安です

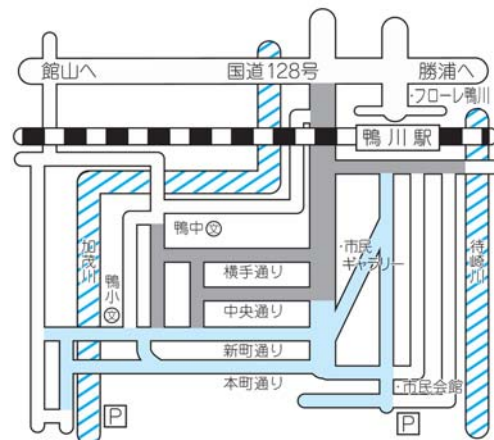
【入山にご注意】 市内全域で有害鳥獣の駆除

市では、有害鳥獣の駆除を、年間を通じて行っています。対象は市内全域です。入山の際は十分ご注意ください。問い合わせは市農林水産課(☎7093)7834)へ。

## 鴨川地区合同祭礼に伴う交通規制

9月9日(土)・10日(日) 午後3時~9時

市街地を  
中心に



- の区間は9月9日(土)・10日(日)の2日間、車両通行止め
- の区間は9月10日(日)のみ、通行止め。市民ギャラリーから鴨川駅間は通行できません

※問い合わせは祭典本部長の新山さん(☎7092)2457)へ

として保存しましょう